

平成28年度 第11回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

|      |  |
|------|--|
| 日 時  | 平成28年 9月13日 (火) 10時00分～11時50分  |
| 開催場所 | 横浜市開港記念会館 6号室  |
| 出席委員 | 佐土原委員 (会長)、奥委員 (副会長)、岡部委員、木下委員、五嶋委員、田中 (伸) 委員、津谷委員、中村委員、葉山委員、堀江委員、水野委員、横田委員        |
| 欠席委員 | 池邊委員、小熊委員、菊本委員、田中 (稲) 委員   |
| 開催形態 | 公開 (傍聴者 4人)  |
| 議 題  | 1 (仮称) アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価準備書について<br>2 (仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書について |
| 決定事項 | 平成28年度第10回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。  |

議事

1 平成28年度第10回横浜市環境影響評価審査会会議録確認

2 議題

(1) (仮称) アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 補足資料及び準備書意見見解書について事業者が説明した。

ウ 質疑

【岡部委員】 補足資料5ページで、最終的には次亜塩素酸ソーダで処理して放流するというのですが、ある程度の濃度でないと微生物等を失活させられません、それをそのままの濃度で流すと放流先の微生物等に影響があるのではないですか。そのあたりについてどう考えているのでしょうか。

【事業者】 次亜塩素酸の濃度の調整ということでしょうか。

【岡部委員】 処理時はある程度の濃度を確保すると思いますが、例えば、その後、放流する際には希釈するという形なのでしょうか。

【事業者】 手元に情報がありませんので、確認して回答します。

【中村委員】 精密ろ過について情報を示していただき、ありがとうございました。示されているフロー図中、「ポンプ層」の「層」の字は、「槽」だと思います。

【事業者】 修正します。

【五嶋委員】 補足資料9ページの事業者の見解にある「成長・生育可能温度の上限は、横浜港内の海水温上限よりも高く、影響はほとんどない」という考え方ですが、上限よりも低いから良いという理屈について、もう少し詳しく説明をお願いします。生物の成長や繁殖等は温度が高くなれば何らかの影響があるだろうと思われるため、ここでいう「上限」という意味を教えてください。文献で「ほとんど影響がなかった」とされているのか「何らかの影響があった」という資料に基づく見解なのか、教えてください。

【事業者】 発表されている研究報告に基づいて作成しています。温度変化に対する耐性をまとめた報告で、30℃を超えた場合に死滅する個体が多く、そ

れよりも低い温度であればそのような結果はあまり確認されなかったとの結果があり、総括として 30℃と報告されていきました。それに基づき今回、このような見解としました。

**【五嶋委員】**

生物は、ある閾値を超えると影響が出るものですが、まったくないレベルなのか 100 個体のうち数個体に影響が出るのか、ということはどう考えるかは、環境を考えるうえで重要なことだと思います。非常に大きな不安があることについて、上限を基準にして考えていいのか。ほとんど影響がない温度範囲を研究グループが示しているのか、もし、そういったデータがないのであれば、この記載は問題があるのではないかと。「成長・生育可能温度として研究報告に基づく」と、安全の幅を鑑みても問題ないと判断するあるいは考えられる」といった程度でしか、ものは言えないのではないかと。判断の精度について、正直に「この範囲ではおそらく影響はない」といった程度のものとすべきで、「上限以下だから良い」と明確な判断根拠とすることは、無理があるかと思えます。検討してください。

**【事業者】**

補足資料 10 ページの本文の下から 3～4 行目にありますが、参考にした研究報告に、アサリは生息可能温度の範囲として 10～30℃、サルボウガイは生息可能温度の上限として 30℃が明確に数値範囲として出されていましたので、言葉として上限としましたが、もう少し文献を読み込み、的確な表現があれば修正したいと思います。

**【奥副会長】**

まず、補足資料 3 ページの保全措置の一番下の項目では「+10℃以内に努める」とあり、補足資料 4、9 ページでは「最大でも+10℃以内に冷ます」となっています。3 ページのみ「努めます」という表現ですが、こちらも「10℃以内に収める」と記載していただく必要があると思えます。

もう 1 点、準備書 6.4-13 ページに横浜市の排水設備免除要件が記載されており、この(7)に関して、前回私からご質問させていただいて、本日、補足資料 9 として説明していただきました。この要件の(6)に「終末処理場と同様に水質を測定し、記録できる体制を有すること」とありますが、これについてはどのような体制を整えることで要件を満たすのかということも記載していただくのと良いと思いますが、いかがでしょうか。

**【事業者】**

準備書 6.4-13 ページにある、横浜市の排水設備免除要件については全ての項目を満足し、許可を受けたいと考えておりますので、内容について市の関係課に確認し、記載できるようにします。

**【佐土原会長】**

1 点目については、よろしいですか。

**【事業者】**

3 ページ目は以前の記載内容のままとなっておりますので、4、9 ページ目のように「10℃以内に収める」と断言する表現に修正します。

**【佐土原会長】**

水温の+10℃に関して、この排水の放流先は対岸に新港地区があって非常に閉鎖的な場所であり、あまり拡散することが期待できない場所だと思います。川崎市の基準をここに当てはめて考えるのは適当なのでしょうか。外の海に面していれば海水が拡散して温度も下がると思いますが。この場所に大きな工場等で海に面しているようなところに適用されているものを当てはめるとすると、温度の面で心配なところがあります。こうした観点で、川崎市の基準がどのような条件で適用されているものなのか確認したほうがいいのではないのでしょうか。

- 【事業者】 隣接する自治体である川崎市の基準を持ってきましたが、これ以外にもいろいろと探しましたが、他になかったというなかで、一つの基準として参考になると思っています。また、前面の運河は潮の満ち引きによって一日の中でも時間によって大きく変化する場所ですので、川のような大きな流れがあるわけではありませんが、まったく滞留しているという状況ではないと認識しています。
- 【佐土原会長】 そのあたりは、シミュレーションしてみないとわからないと思います。新港地区との幅はかなり狭く、河川と同じような感じであると思うので、参考として、河川や海水の熱を利用した熱供給の例もあるのですが、そこでも+10℃という例はなかなか無い状況だと思います。取水して3℃や5℃の温度差で返すという例があり、潮の満ち引きのある河川部でも事例はありますが、10℃はけっこう大きな差だと思います。本当に妥当な根拠なのか、もう少し検証したほうがいいのではないのでしょうか。
- 【事業者】 検討させていただきます。
- 【津谷委員】 補足資料4ページに「放流先の水温 10.7～27.6℃に対して最大 10℃以内に冷ます」とありますが、そうすると最大 37℃くらいで放流するケースもあるということですか。
- 【事業者】 実際には冬場の 10.7℃という一番水温の低いときを考えて「最大 10℃以内」としており、基本的には 37℃というような温度にはならないと思います。処理フロー図に示す通り、放流口の手前に熱交換器を入れて強制的に温度を下げていくという形にしていますので、30℃台で放流されるということは、ほとんどないと思います。
- 【津谷委員】 補足資料 10 ページで「現況の横浜港内の最低水温 (10.7℃) に対し、拡散範囲の水温は 11.6℃となり、温度上昇は 0.9℃」とありますが、拡散範囲というのは、例えば、放流口の直下など色々な場所が考えられますが、どのあたりのことを指しているのでしょうか。
- 【事業者】 放流口から水が流れ出たときに、水質濃度は、放流口の直下では高くなりますが、徐々に拡散して、35mくらいで現状と同じくらいまで薄まると予測しています。その半径 35m位の範囲に対して 10.7℃に対し+10℃を上限として 20.7℃を放流した場合、11.6℃まで上昇すると考えられ、その温度上昇を 0.9℃と記載しています。なお、この 0.9℃というものも、水中での熱交換だけであり、実際には大気へ熱が逃げるので、0.9℃よりもう少し下がるものと考えています。
- 【五嶋委員】 いまの回答に違和感があります。先ほどの回答で、「拡散範囲は 35m程度」としながら実際にはもっと少ないとしています。また、その前の質問への回答でも「27.6℃に対して最大+10℃以内」としながら、実際には 37℃にはならないとの回答でした。しかし、ここに記載する値は、実際はそうはならないということではなく、具体的に想定されるシビアな条件を検討したうえで、想定される実際の値を記載すべきだと思います。そうでなければこの書面の意味がないと思います。
- 実際に 37.6℃になるということがないのであれば、具体的に何を根拠にして、何度くらいの温度範囲を想定しているのか等について記述すべきで、実際に考えられる実績に近い表現をするべきだと思います。
- 【事業者】 予測の条件として守るべき基準があり、それを条件とする必要があります。冬場においては最低水温の 10.7℃に対して+10℃の 20.7℃まで抑

えていかないといけないということで、これを条件として予測しました。その結果、温度差として 0.9℃になるという結論を示しています。また、これにはさらに外的要素があるということを記述しています。事業者としては、施設から放流する水温について、遵守すべき上限を踏まえて、これ以上はないという条件を置いて予測するをしたいと思います。

【五嶋委員】

表現の問題かもしれませんが、文章を正確に考えてください。

【事業者】

わかりました。文章を加筆することで補っていきます。

【横田委員】

2点あります。まず、補足資料9ページの記述内容について、「平成24年に護岸を整備し海底も改変されている」とありますが、ここに生息する生物がそれらの影響により生息していないだろうという意図であれば、その旨をきちんと記載すべきではないかと思えます。具体的に生態系への影響が考えられるのか否かという時に、護岸整備の時期やその実施が根拠となりえるのか検討していただきたいと思えます。

もう1点ですが、排水について、月2回の測定でモニタリングを行い、事故対策としてバルブを切り替えるということですが、仮にその測定時期の間に異常値が生じた場合、それに対する対応はどうなっているのでしょうか。精密ろ過膜の性能はいいと思うのですが、そのメンテナンスと事故対応をうまく回していくプロセスが記載されていると良いと思えますが、そのあたりはどうでしょうか。

【事業者】

1点目について、補足資料9ページで事業者の見解の下に資料として示しているもののうち、特に※1は護岸整備が行われる前の情報です。そのため、そのことを説明するための但し書きという意図で、事業者見解に記載しています。そこに生物が生息することがないとは、なかなか断言できませんが、状況をご説明しておく必要があると考えて記載しています。

2点目について、横浜市の基準で決まっている月2回の水質測定に加えて、日常の目視点検による明らかな異常の確認ということで、状況を確認してきたいと考えています。また、膜のメンテナンスについては、膜に限らずこのシステム全体のメンテナンスについて、やっていくのは当然ですが、我々だけではできないので、こういった内容をここに書き加えて行けるのかについては、検討したいと思えます。

【横田委員】

1点目の回答について、もう一度説明してください。

【事業者】

魚類及び貝類の護岸整備前の確認状況として、まさに当該事業実施区域すぐ横での既存資料を参照しています。実際に護岸工事が行われた際に、矢板を打ってその護岸をしっかり整備するというので、がちがちに固められています。そういった観点で、全く同じ種類が確認されているかの確認はしていませんが、おそらく魚類に関しては同じ種類が来ていると推測しています。ただし、貝類等については、ここに砂地があるわけではありませんし、流れによってそこにたまるということも考えられますが、現状目視できる範囲では確認できていません。図書に細かくそこまで記述するかどうかという課題はありますが、そういった条件下であるということを書いていく必要があるであろうということで記載しています。

【横田委員】

そうであれば、整備時期を書くよりも、生態系の質として、今の説明のような現状であると書いた方がいいのではないのでしょうか。

【事業者】

承知しました。

|         |  |
|---------|--|
| 【岡部委員】  | 確認ですが、大浴場ということで多様な人が利用されて、予期しないような水質や微生物で汚染された場合は、フロー図にあるように処理をしないで下水道へ流すと理解してよいのでしょうか。  |
| 【事業者】   | そのとおりです。   |
| 【佐土原会長】 | 準備書 6.4-17 ページに水温の推定式があり、これに 1 つ目の【排水の拡散範囲】の式を組み込んだ形で熱量を計算して温度を予測していると思います。この場所是对岸があり幅が制限されている閉鎖なエリアですが、拡散範囲の式が、ここに適用できる形で使用され、計算されているのか確認していますか。  |
| 【事業者】   | 6.4-17 ページ上段の 2 つの式について、式を使う前段として、いろいろな研究報告がされているので、どのように適用されているのか確認しています。少なくとも外洋に面している所ではなく、どちらかという閉鎖的な空間に適用されている式を使っています。私の方で確認できたところでは、瀬戸内海でも使われている式で、まったく一緒ではありませんが、類似の環境と考えられると思いますので、この式を採用させていただいています。また、それと併せて、温度の式が適用されている事例がありましたので、適用しているところです。 |
| 【佐土原会長】 | ここの運河の対岸に新港地区があり、水域の幅に限界がある条件で、拡散面積に制限があるときにこの式が適用できるかについて確認ができていますか。瀬戸内海という相当広いかもしれませんが、ここは、新港地区の埋立地が向かいにあり、そこまでしか拡散できないという限界をきちんと踏まえているのか。ただ式を当てはめただけではなく、地形を踏まえて、限界を確認できているのですか。  |
| 【事業者】   | 諸条件を確認しますが、現状、こうした環境で適用できる式があまりないと思いますので、そのあたりも確認したうえで回答したいと思います。  |
| 【佐土原会長】 | 前回、なぜ自ら処理して放流し下水道へは流さないのか、について質問した際、「合流式の下水道なので大雨の時に負荷となる可能性があるので、きれいにして放流することとした」と回答がありましたが、この敷地は全部が合流ではなく、半分以上は分流だと聞いています。前回の回答は十分な回答なのか、改めて伺えますか。   |
|         | また、関係部署に協議をして、この場所については自ら処理をした方がいい、という結論になったのか、協議の状況はどうだったのでしょうか。  |
| 【事業者】   | まず 1 点目の下水の種類について、敷地に面している下水管は合流式です。雨水は、敷地内の一部は分流で護岸から排水する、一部は下水管に放流する場所です。敷地内は雨水については分流で、汚水については面する下水管が合流式になっていますので。  |
| 【佐土原会長】 | 敷地は 3 方が海や道路に面していて、1 方が分流であれば、すべて分流とすることは可能なのではないのでしょうか？   |
| 【事業者】   | 雨水の分流というものは、雨水を運河に流すという意味での分流であり、下水道の雨水管に繋げるという意味での分流ではありません。  |
|         | また、市の関係課との協議では、このシステムを用いることは可能と言われていますが、自ら進んでやった方が良いという言い方ではありません。我々がやりたいと言っていることに対して、この地域は許可してもらえる場所かどうかという確認をしています。それに対して、この場  |

所で処理水の放流をやった方がいい、との回答ではありません。

【佐土原会長】 それでもあえてやる理由がよくわからないのですが。

【事業者】 事業全体を見据えた、事業性からの判断です。

【佐土原会長】 それは下水道使用料がかかる場合との比較と言う意味でしょうか。

【事業者】 このシステムを入れるイニシャルコスト、継続していくためのランニングコストもありますが、トータルで下水道料金を比較した場合、長期で見れば事業性はあるだろうと考えています。

【佐土原会長】 他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、事業者からの説明は以上とします。ありがとうございました。

#### エ 審議

【佐土原会長】 本件につきましては、今後も補足説明等がありますので、継続審議とします。今の質疑等の内容に関しては議事録で御確認をお願いします。本件については、これで審議を終了します。

#### (2) (仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 検討事項一覧について事務局が説明した。

【葉山委員】 生物多様性について、埋立地の工場緑化の事例だけでなく、それ以外でも参考にできるものは参考にさせていただきたいので、「埋立地の工場緑化等」としてください。

【事務局】 承知しました。

【木下委員】 前回審査会の事務局説明であったように、アセスの範囲はあくまでC地区棟計画であり、市長意見の提出先はC地区棟計画の事業者であるということは理解していますが、その他の埋立事業や土地区画整理事業なども地域に環境影響を与えることは間違いありません。この点に関しては、横浜市で全体を見ていかないといけないのではないのでしょうか。

【事務局】 埋立事業や土地区画整理事業、地区計画等は個別で手続や審査を行っています。都市計画サイドの見解としては、アセス審査会でいただいた意見について、地区計画の市案に盛り込めるものは採用し、手続を進める考えです。

【木下委員】 個別の審査に任せるものがあるのは理解できますが、累積的といえるか、トータルで考えることが必要な部分もあるのではないのでしょうか。その検討をどこで行うのでしょうか。

【事務局】 制度としてはどうしても個別になってしまいますが、C地区棟事業者、土地区画整理組合、横浜市の関連部署などが適宜情報共有を行いながら、地区の全体的な視点からの検討も進めるという考えです。

【五嶋委員】 私も木下委員と同感で、トータルとして議論する場がもし無いのであれば必要だと思います。検討するスケールが違えば条件も変わってくるため、それに対応する場、例えば環境アセスのようにデータを管理し、それに基づいて影響を判断するような別の場を設けることを、率先してやってみてはどうでしょうか。

【事務局】 担当部署に伝えます。

【水野委員】 検討事項一覧に「関連事業者と協力し、C地区棟計画のみならず東高島駅北地区一連の事業全体に関する丁寧な住民説明。」とありますが、全体の計画については横浜市が説明資料を提供しなければ、C地区棟事業

者は全体的な説明ができないと思います。その時にどういう資料を提供すればいいのかという指針のようなものがないと、事業者が簡単に済ませてしまう可能性があるのではないのでしょうか。住民説明するよう求めるのはいいと思いますが、その前提となる資料は横浜市で用意すべきで、どの程度の説明が必要かも事業者と協議していただきたいと思います。

【事務局】 関連事業者とは横浜市のほかにも土地区画整理組合なども指します。これら全員と協力して欲しいという意図ですが、検討事項一覧にどう反映すればよいのでしょうか。

【五嶋委員】 土地区画整理組合とはどのような立場ですか。公の立場を貫けるのですか。

【事務局】 東高島駅北地区で予定されている土地区画整理事業の事業者という立場です。

【五嶋委員】 事業を進める側ですので横浜市との調整は必要だと思います。

【佐土原会長】 関連事業者としての横浜市があるのは分かりますが、地区全体を合わせて調整していけるという横浜市の立場もあると思います。その立場から出来ることのあるのではないかという水野委員の主張でよろしいでしょうか。

【水野委員】 地区全体の説明を事業者任せにすることはできないので、その資料は横浜市が用意すべきだと思います。検討事項一覧の書き方はこれでいいかもしれませんが、事業者と協議は行ってください。

【事務局】 事業者としての横浜市が中心となり関連事業者と協力して、一体的な説明をしていくことになると思います。

【横田委員】 検討事項一覧に「C地区棟計画の高さや配置の妥当性に係る環境影響上の根拠を準備書に記載。」とありますが、これは配慮書段階で指摘するものと思います。また、「一体的な環境配慮」とあるのも、方法書段階ではどの環境影響評価項目に対して指摘するのかという個別の要素までの検討が必要ではないのでしょうか。

それから、都市再開発であるということ踏まえた予測評価を検討されてはいかがでしょうか。例えば環境省は「サステイナブル都市再開発アセスガイドライン」を作成しています。土地が更地になる前の履歴も踏まえた、新しい開発による再生の視点も予測評価されるべきだと思います。景観に関して言えば、単純に更地と完成形を比較するのと、土地の履歴を含めて比較する場合では評価が違ってくると思います。そういう視点で手法として求められれば一番いいのかなと思います。

生物多様性に関して、再生の視点が盛り込まれるのではないかと考えていますが、景観に関して、できれば再生や保全の視点を盛り込んでいただきたいと思います。

【事務局】 制度上、このアセス審査からは、C地区棟計画事業者の2社に対して、C地区棟を建築することに関する指摘しかできないと考えます。

【横田委員】 新しく住む人の景観と、昔から住んでいる人の景観は違って、地域景観を考慮するならば後者が適切だと思います。構造物もちろん景観として捉えられますが、一方、台場遺構の保全も含め地域景観として、それがどうなるかという視点の評価もできるのではないのでしょうか。評価するにあたってはアンケートを実施するなどの手法が考えられます。新しい都市再開発のためのこういった景観評価を行うことを、事

業者に求めることはできますか。

【事務局】 確認ですが、以前から、予測のベースラインをどこに設定するのかという問題がありました。事業者は補足資料2を用いて「更地の状態を対象事業実施前の状況とする」と説明しましたが、その説明に対する意見がこれまでの審議で無かったため、了解を得たものと認識しておりました。先ほどの指摘は、検討事項一覧に何か言葉を追記し補うべきという指摘でしょうか。それともベースラインの再設定を求める趣旨の指摘でしょうか。

【横田委員】 再生の視点を盛り込むべきという指摘が、これまでの審議の中で、景観など個別の要素の話から、地区計画など手続きの話に変わってしまったところがあったと思います。先ほどの私の発言は、環境影響評価項目の予測評価手法の中で、再生の視点を入れて予測評価できるものがあれば追加で検討してほしいという主旨です。

【事務局】 C地区棟事業者の可能な範囲で、何かできないかという主旨ですか。

【横田委員】 そうです。

【木下委員】 このC地区棟アセスで審査対象としている環境影響より大きな影響が現地で出現することは間違いないと思いますし、その影響に対しても検討し、よりよい環境にしていくべきだと思います。それに関しても、本審査会が市長に答申するに当たり、意見を言えればよいのですが、制度としてそれが言えないという状況です。アセス審査会がこういった事態に対応できる仕組みをつくり、十分な意見交換ができるよう整備すべきではないでしょうか。

【事務局】 今後の参考とさせていただきます。

【佐土原会長】 制度の限界に関わるご意見も多く頂きました。まず議事録として整理していただき、この事業については検討事項一覧にあるように、一体的な説明が行えるよう横浜市に努力していただくことが現実的な対応になるかと思えます。今日頂いたご意見の中で答申案に盛り込める要素があれば反映してください。制度の問題は、長期的な問題として取り組んでください。次回は答申案をお願いします。

【事務局】 承知しました。

資料

- ・平成28年度第10回(平成28年8月29日)審査会の会議録【案】
- ・(仮称)アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・(仮称)アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料
- ・(仮称)アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価準備書意見見解書 事業者資料
- ・(仮称)東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・(仮称)東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書検討事項一覧 事務局資料